

「大阪公立大学若手研究者奨励賞」選考要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪教職員表彰規程第5条第1項第1号に基づく学長表彰のうち、大阪公立大学において特に研究上顕著な功績のあった教員を表彰することを目的とする「若手研究者奨励賞」（以下、「奨励賞」という。）の受賞者選考に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 受賞者選考のため若手研究者奨励賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学術研究担当副学長

(2) 学術研究担当副学長が必要と認めた副学長等

2 選考委員会に委員長を置き、(1) 学術研究担当副学長をもって充てる。委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 選考委員会に副委員長を置き、副学長の中から委員長が指名する者をもって充てる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（選考）

第3条 選考委員会は、奨励賞に応募のあった者の中から受賞者を選考する。

2 選考委員会は、選考にあたり、研究科長、副研究科長、その他教育研究審議会委員等に審査協力を求めることができる。

3 選考委員会は、必要に応じ、外部に意見を求めることができる。

（決定）

第4条 選考委員会は、選考結果を学長に報告しその承認を得て受賞者を決定する。

（表彰を行う者）

第5条 表彰は、公立大学法人大阪教職員表彰規程第8条に基づき学長が行う。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、公立大学法人大阪教職員表彰規程第9条に基づき表彰状及び副賞を授与する。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、公立大学法人大阪教職員表彰規程第10条に基づき毎年一定の期日を決めて行う。

（事務）

第8条 選考委員会に関する事務は、学術研究推進本部事務局（研究推進課）において

行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか奨励賞の受賞者選考に関し必要な事項は、委員長が別に定める

(附則) この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(附則) この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

(附則) この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

(附則) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。